

第 5 回食肉の表示に関する検討会の概要

和牛の品種名について、

「和牛を表示する際は品種名も併記すべき。」

「和牛だけの品種名の表示は他の食肉の表示と整合性がとれない上、逆にわかりにくい表示になるのではないか。」

という意見が出され、これらの意見についてガイドライン（案）中の「検討の経過」に記述を追加することとした。

以上のような整理をした上で本ガイドライン（案）についてパブリックコメントを募集することについて了承された。

その他

「和牛の原産地表示については、JAS法の生鮮食品品質表示基準の運用との整合性を図ること。」

「和牛を国内で生まれ育ったものとすることは消費者にとって本当にわかりやすいのか疑問。」

「牛肉について、消費者の評価を個体識別番号を利用して生産者に伝達する仕組みを作ってはどうか。」

等の意見が出された。